



項 目	内 容	備 考
<p>上場制度</p> <p>a 上場対象</p> <p>b 新規上場</p> <p>c 上場管理</p> <p>d 上場廃止</p> <p>e 上場料金等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株券、新株予約権証券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券、外国株券、外国新株予約権証券、外国株預託証券</li> <li>・ 内国転換社債型新株予約権付社債券</li>   <li>・ 有価証券の発行者等が立会市場へ新規上場申請を行った場合は、T o S T N e T市場への上場を併せて申請したものとみなします。</li> <li>・ T o S T N e T市場への上場に関する上場審査基準は、立会市場における上場審査基準と同一とします。</li>   <li>・ T o S T N e T市場における上場管理に係る基準（以下、実効性の確保に係る基準を含む。）は、立会市場における上場管理に係る基準と同一とします。</li>   <li>・ T o S T N e T市場における上場廃止基準は、立会市場における上場廃止基準と同一とします。</li>   <li>・ 立会市場へ新規上場申請を行う有価証券の発行者等又は立会市場の上場有価証券の発行者等のT o S T N e T市場への上場に係る上場審査料、新規上場料及び年間上場料については、免除することとします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、外国投資信託受益証券及び受益証券発行信託の受益証券（いわゆるJ D R）についても対象とする予定です。</li> <li>・ 立会市場に上場する銘柄は、T o S T N e T市場にも上場することとします。</li> <li>・ 当該改正の実施日において現に立会市場に上場されている銘柄については、T o S T N e T市場において上場対象となるすべての銘柄についてT o S T N e T市場に上場するものとします。</li>   <li>・ 立会市場における上場廃止が決定された場合は、T o S T N e T市場においても上場廃止を決定することとします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
<p>売買制度</p> <p>a 取引の種類</p> <p>b 取引時間</p> <p>( a ) 単一銘柄取引及びバスケット取引</p> <p>( b ) 終値取引</p> <p>( c ) 自己株式立会外買付取引</p> <p>( 2 ) 先物・オプションに係る T o S T N e T 取引</p> <p>取引の仕組み</p> <p>a 取引対象</p> <p>b 取引数量</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 単一銘柄取引、バスケット取引、終値取引及び自己株式立会外買付取引とします。</li> <li>・ 午前 8 時 2 0 分から午後 4 時 3 0 分まで ( 半休日は、午前 8 時 2 0 分から午後 0 時 3 0 分まで )</li> <li>・ 前日終値及び前日 V W A P 午前 8 時 2 0 分から 8 時 4 5 分まで 前場終値及び前場 V W A P 午前 1 1 時から午後 0 時 1 5 分まで 当日終値、後場及び当日 V W A P 午後 3 時から 4 時まで</li> <li>・ 午前 8 時 4 5 分 ( 売付申込みは午前 8 時から 8 時 4 5 分まで )</li> <li>・ 立会市場において取引される先物・オプションの銘柄のすべてを取引対象とします。</li> <li>・ 取引開始日及び取引最終日についても、立会市場において取引される先物・オプションの銘柄と同様とします。</li> <li>・ 1 単位以上 1 単位の整数倍の数量とします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現物商品の売買制度の詳細については、別紙 1 参照。</li> <li>・ 単一銘柄取引及びバスケット取引について、取引時間を拡大するものです。</li> <li>・ 半休日は、当日終値、後場及び当日 V W A P の売買は行いません。</li> <li>・ 既存の先物・オプション取引について、立会市場における取引対象と T o S T N e T 市場における取引対象は同一となります。</li> <li>・ 現在の先物・オプションの立会外取引においては、1 0 0 単位以上。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
c その他  証拠金  値洗い   建玉及び決済 a 建玉  b 転売・買戻しによる決済   c 最終決済   その他 a 建玉残高 b 相場情報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先物・オプション取引に係る立会外取引制度（新派生売買システム等の稼働に伴う改正予定の制度を含みます。）と同様とします。</li> <li>・顧客が差し入れる証拠金所要額は、立会市場における取引分と併せて、SPAN（R）により算出することとします。</li> <li>・株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」といいます。）が定める清算指数又は清算値段に基づいて、値洗いを行うこととします。</li> <li>・顧客と取引参加者との間の計算上の損益額の授受は、立会市場における取引分と併せて行うこととします。</li> <li>・T o S T N e T市場における新規の売付け及び買付けを、建玉として算定します。</li> <li>・建玉は、転売・買戻しにより決済することを可能とし、取引参加者が転売又は買戻しにより決済を行ったときには、クリアリング機構にその旨を申告することとします。この場合、クリアリング機構では、当該申告に係る数量を当該取引参加者の建玉から減じることとなります。</li> <li>・取引最終日までの間に転売又は買戻しが行われなかった建玉については、立会市場における取引に係る建玉と併せて最終決済を行います。</li> <li>・建玉残高については、立会市場における取引分と併せて公表します。</li> <li>・相場情報及び取引参加者別の取引高（手口）の公表等については、現在の先物・オプション取引に係る立会外取引における取扱いと同</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙2参照。</li> <li>・立会市場における清算値段をT o S T N e T市場における取引分にも適用することとなる予定です。</li> <li>・建玉の算定は、立会市場分とT o S T N e T市場分を併せて行います。</li> <li>・T o S T N e T市場で行った取引に係る建玉を立会市場において転売又は買戻しすること、又は、その逆も可能とします。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
2．現行T o S T N e T取引制度 及び立会外取引制度の廃止  3．その他  ・実施時期（予定）	様とします。  ・現在の内国株券等及び内国転換社債型新株予約権付社債券に係るT o S T N e T取引制度並びに先物・オプション取引に係る立会外取引制度を廃止します。  ・その他所要の改正を行うものとします。  ・新派生売買システム稼働（平成20年1月15日を予定）にあわせて実施します。	

以 上

## 現物商品に係る T o S T N e T 取引の概要

項 目	内 容	備 考
1．取引の方法	・ 売買システムにより売買を行うものとします。	・ 新派生売買システムにより売買を行います。
2．売買単位	・ 立会市場における売買単位と同一とします。	・ バスケット取引は、従来どおり 15 銘柄以上かつ売買代金 1 億円以上の取引とします。
3．取引値段		
( 1 ) 単一銘柄取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立会市場の普通取引の直前の約定値段(特別気配を含む、以下同じ)を基準として上下 7%の範囲内の値段</li> <li>・ VWAP ギャランティー取引においては、VWAP(前日、前場、後場、当日)に手数料相当額を加減して得た値段</li> <li>・ VWAP ターゲット取引においては、VWAP を目標としてあらかじめ取引参加者が立会市場による売買において分割して売付けを行った銘柄の総売付代金を総売付高で除して得た値段又は分割して買付けを行った銘柄の総買付代金を総買付高で除して得た値段</li> </ul>	・ 呼値の単位は、1 円の 1 万分の 1 の整数倍(内国転換社債型新株予約権付社債券にあっては額面 100 円につき 1 銭の 100 分の 1 の整数倍とします。バスケット取引について同じ。)
( 2 ) バスケット取引	・ バスケット構成銘柄の立会市場の普通取引の直前の約定値段を基に算出する基準代金の上下 5%の範囲内の金額。	
( 3 ) 終値取引	・ 前日、前場及び当日終値、前日、前場、後場及び当日 VWAP	
( 4 ) 自己株式立会外買付取引	・ 自己株式立会外買付取引に係る届出をした日の最終値段(最終気配値段を含み、届出受理日が当該銘柄の配当落等の期日等の前日である場合には当取引所が定める基準値段、最終値段がない場合は、当取引所がその都度定める値段)	
4．売買契約締結の方法		
( 1 ) 単一銘柄取引・バスケット	・ 売呼値又は買呼値のいずれか一方の呼値と当該呼値と対当させるため	・ 同一参加者間及び異なる参加者間

項 目	内 容	備 考
<p>ト取引</p> <p>( 2 ) 終値取引</p> <p>( 3 ) 自己株式立会外買付取引</p>	<p>に行われた呼値とが合致した場合に、当該呼値の間に売買を成立させるものとしします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間優先の原則に基づく呼値の順位に従って、売呼値と買呼値が対当するたびに、対当する呼値の間に売買を成立させるものとしします。</li> <li>・ただし、取引参加者が売呼値を行うとともに当該売呼値と対当させるために同数量の買呼値を同時に行う場合は、当該売呼値及び当該買呼値は、他の呼値に優先するものとしします。</li> <li>・自己株式立会外買付取引による買付けの申込みに対して、売付けの申込みを対当させるものとしします。</li> <li>・売付けの申込数量が、自己株式立会外買付取引の総数量を超えているときは、以下の順位により対当させるものとしします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 順位 顧客（金融商品取引業者を除く。）からの委託に基づく売付申込数量</li> <li>第 2 順位 金融商品取引業者の自己の計算に基づく売付申込数量</li> </ul> </li> <li>・上記の各順位における売付申込数量の対当順位は次のとおりとしします。この場合において、同一取引参加者の売付申込数量が自己株式立会外買付取引の総数量を超えているときは、当該売付申込数量は、自己株式立会外買付取引の総数量と同数量としします。 <ul style="list-style-type: none"> <li>取引参加者単位により申込数量の多い取引参加者から少ない取引参加者の順序で最小単位をそれ以外の部分の数量に優先させ、対当させるものとしします。</li> <li>最小単位以外の数量については、取引参加者単位でその数量にあん分比率（最小単位配分後の売付申込数量に対する、の最小単位対当後の自己株式立会外買付取引の総数量の比率）を乗じた数量を対当させるものとしします。ただし、最小単位未満の端数が生じた場</li> </ul> </li> </ul>	<p>での取引が可能です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・VWAPによる終値取引は、当分の間、取引参加者が売呼値を行うとともに当該売呼値と対当させるための買呼値を同時に行うものに限るものとしします。</li> <li>・申込数量が同一の取引参加者については、その取引参加者の申込みのうち、最も早く受け付けたものを比較して、その時間の先後により順序を決するものとしします。の切捨数量が同一の場合について同じ。</li> </ul>

項 目	内 容	備 考
4．決済日	<p>合は、その端数を切り捨てるものとします。</p> <p>の切捨数量が多い取引参加者から、最小単位を順次対当させるものとします。</p> <p>・次の 又は のいずれかの日(ただし、終値取引及び自己株式立会外買付取引については、 に定める日)に決済を行うものとします。</p> <p>    売買契約締結の日</p> <p>    売買契約締結の日から起算して4日目(休業日を除外する。)の日(ただし、配当落等の当取引所が定める日における売買は5日目又は6日目の日とします。)</p>	
5．売買内容の通知	<p>・当取引所は、T o S T N e T取引について売買が成立したときは、直ちにその内容を売買システムにより売方取引参加者及び買方取引参加者に通知するものとします。</p>	
6．売買停止	<p>・当取引所は、立会市場において売買停止が行われた場合等に売買を停止することができるものとします。</p>	
7．過誤訂正	<p>・取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従ってT o S T N e T取引を執行することができなかつたときは、あらかじめ当取引所の承認を受け、自己がその相手方となって執行することができるものとします。</p>	
8．売買内容の公表	<p>・当取引所は、T o S T N e T取引が成立したときは、当取引所が定めるところにより、その約定値段を公表するものとします。</p>	
9．信用取引・貸借取引	<p>・T o S T N e T取引(自己株式立会外買付取引を除く)のための信用取引(制度・一般)及び貸借取引を行うことができるものとします。</p>	

以 上

( ) 以上の内容は、現在のT o S T N e T取引制度に新派生売買システム稼働に伴う制度改正(平成19年1月23日公表「新システム稼働時におけるToSTNeT取引等の見直しについて」参照)を反映したものであり、本市場整備に伴う変更点はございません。

## 先物・オプション取引に係る ToSTNeT 取引の概要

項目	国債証券先物取引	国債証券先物オプション取引	株価指数先物取引	株価指数オプション取引	株券オプション取引
1. 取引対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期国債標準物(額面100円、利率3%及び償還期限5年)</li> <li>長期国債標準物(額面100円、利率6%及び償還期限10年)</li> <li>超長期国債標準物(額面100円、利率6%及び償還期限20年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期国債標準物及び長期国債標準物に係る国債証券先物オプション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東証株価指数(TOPIX)</li> <li>S&amp;P/TOPIX150</li> <li>東証業種別株価指数(電気機器、輸送用機器、銀行業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東証株価指数(TOPIX)</li> <li>S&amp;P/TOPIX150</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>当取引所市場第一部に上場されている内国株のうち当取引所が選定した株券(平成19年9月30日現在で144対象株券)</li> </ul>
2. 取引単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>額面1億円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国債証券先物取引の取引単位(1億円)に相当する権利</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TOPIX 及び東証業種別株価指数×1万円</li> <li>S&amp;P/TOPIX150×1千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>TOPIX×1万円</li> <li>S&amp;P/TOPIX150×1千円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象株券の売買単位に係る数量</li> </ul>
3. 取引時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>午前8時20分から午後3時10分まで(半休日は午前8時20分から11時20分まで)</li> <li>午後3時30分から6時20分まで(超長期国債先物取引を除く。)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>午前8時20分から午後4時まで(半休日は午前8時20分から正午まで)</li> </ul>		
4. 取引の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>一の取引参加者が、同一銘柄において、売付けと買付けを同時に行う先物・オプション取引。</li> <li>売方取引参加者と買方取引参加者が、当該両者間で取引を成立させることを目的としてそれぞれ売付け又は買付けを行う先物・オプション取引。</li> </ul>				
5. 取引方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>売買システムによる呼値</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>FAXによる申込み</li> </ul>
6. 取引値段	<ul style="list-style-type: none"> <li>“ToSTNeT取引の基準値段±当該基準値</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>“ToSTNeT取引の基準値段±権利行使対</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>“ToSTNeT取引の基準値段±当該基準値</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>“ToSTNeT取引の基準値段±対象株価指</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>“ToSTNeT取引の基準値段±対象株券の</li> </ul>

項目	国債証券先物取引	国債証券先物オプション取引	株価指数先物取引	株価指数オプション取引	株券オプション取引
	段の 0.5% ” の範囲内の値段	象先物取引の直前の値段の 0.5% ” の範囲内の値段	段の 5% ” の範囲内の値段	数の直前の数値の 5% ” の範囲内の値段	直前の値段の 5% ” の範囲内の値段
7. 呼値の単位	・ 額面 100 円につき 1 銭		・ 0.1 ポイント		・ 立会市場における呼値の単位と同様
8. 取引内容の通知	・ 当取引所は、ToSTNeT 取引について取引が成立したときは、直ちにその内容を売買システム等により売方取引参加者及び買方取引参加者に通知します。				
9. 取引の一時中断	・ 立会市場において取引が一時中断されている場合に、その間、当該銘柄と同一銘柄に係る ToSTNeT 取引を一時中断します。				
10. 取引最終日	・ 3月、6月、9月及び12月の20日の7営業日前	・ 四半期限月取引：3月、6月、9月及び12月の前月末日 ・ 四半期限月取引以外の限月取引：3月、6月、9月及び12月以外の月の前月末日	・ 3月、6月、9月及び12月の第2金曜日の前日	・ 各月の第2金曜日の前日	
11. 過誤訂正	・ 取引参加者は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って ToSTNeT 取引を執行することができなかつたときは、あらかじめ当取引所の承認を受け、自己がその相手方となって執行することができるものとします。				
12. 取引停止	・ 当取引所は、立会市場において同一銘柄の取引の停止が行われている場合、ToSTNeT 取引の状況に異常がある場合その他 ToSTNeT 取引を継続して行わせることが適当でないとした場合に、ToSTNeT 取引を停止することができます。				

以上

( ) 以上の内容は、現在の立会外取引制度に新派生売買システム稼働に伴う制度改正（平成19年3月28日公表「新派生売買システム等の稼働に伴う先物・オプション取引制度等の一部改正について」参照）を反映したものであり、本市場整備に伴う変更点はございません。